

ご入所者のご家族の皆様

新型コロナウイルス感染症に伴う面会制限の一部緩和について（お知らせ）

平素、当施設の運営にご理解とご協力を賜り感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、当施設では長らくご入所者のご家族の居室での面会を制限してまいりましたが、下記の条件をもとに11月13日（月）より居室面会を再開いたします。

なお、今後再び新型コロナウイルス感染症やその他の感染症拡大が懸念される場合は、改めて面会制限を設けさせていただく場合がございますので、その旨ご承知おきください。

記

居室面会開始日：令和5年11月13日（月）～

面会時間等：全日 午前の部 10：00 開始～11：30 終了
午後の部 14：00 開始～16：00 終了

※ 面会頻度はご入所者お一人につき週1回限りですので、ご家族内で調整のうえ面会の申出をしてください。

※ 面会時間は15分以内

※ 面会可能人数は成人2名まで

面会手続き：① 面会を希望される場合は、前日までにお電話でご入所階職員へお申出ください。
代表電話 092-504-3355

② 来所後、正面受付（事務室）にお声掛けください。ご面会者の健康状態等を確認させていただきます。

③ 健康状態等に問題なければ「面会許可証」をお渡ししますので、首からさげてご入館ください。（「面会許可証」はお帰りの際、正面受付（事務室）に返納願います。）

健康確認：正面受付（事務室）において、ご面会者が面会日前2週間の間に何らかの感染症り患がないか、また当日の体調の確認および検温をさせていただきます。

※ 体調不良、発熱（37.0℃以上）がある方は面会をお断りいたします。

面会時の感染予防：施設内では不織布マスク着用、手指消毒をお願いいたします。

その他：飲食物をご入所者へ直接お渡しされること、およびご入所者とご面会者が一緒に飲食されることも禁止させていただきます。持ち込みのある場合は職員へお預けください。

上記を似て面会制限を一部緩和いたしますが、今後も感染防止対策にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和5年11月

施設長 江崎 卓弘